

駐車場法に基づく
路外駐車場設置(変更)の届出に関する様式・記載例等

令和7年6月
札幌市

目 次

様式 1 の記入要領	2
様式 1 路外駐車場設置（変更）届出書（新設の場合）（参考：面積計算書）	3
路外駐車場設置（変更）届出書（変更の場合）（参考：面積計算書）	14
様式 2 路外駐車場の届出に関するチェックシート	19
様式 3 路外駐車場管理規程届出書	27
様式 4 路外駐車場管理規程変更届出書	29
様式 5 路外駐車場供用休止届出書	31
様式 6 路外駐車場供用再開届出書	33
様式 7 路外駐車場供用廃止届出書	35
様式 8 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 12 条第 1 項 ただし書に基づく、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面	37
様式 9 公共的施設新設等事前協議書	39
様式 10 整備基準チェックリスト	42
様式 11 工事完了届出書（参考：整備基準への適合状況が確認できる写真）	46
様式 12 特殊装置設置計画書	50
様式 13 整備基準適合証	52
様式 14 適合証交付請求書	53

路外駐車場設置（変更）届出書の記入要領

1. 「駐車場の名称」 : ○○○パーキング
2. 「駐車場の位置」 : 駐車場の住所
3. 「規模」
 - ・イ「駐車場の区域の面積」

駐車場のために必要な施設の敷地面積。
 - ・ロ「駐車場の用に供する部分の面積」

駐車マス、車路、料金所、管理室、機械室等、駐車場のために必要な施設の総面積。

「駐車のに供する部分の面積」
駐車マスの面積の合計。（車路等の面積は含まない）

「車路等の面積」
駐車マス以外の駐車場のために必要な施設の総面積

「一般公共の用に供する部分の面積」
時間貸し等、利用者の資格が限定されず、一般公衆の自由な利用に供する部分の面積。

「それ以外の部分の面積」
月極等、特定の顧客のみが利用する、一般公共の用に供する部分以外の面積。

「建築物である部分」
建築基準法に基づく確認申請が必要な建築物内に存在する部分。（屋上等も含む）

「建築物でない部分」
建築基準法に基づく確認申請が必要な建築物内に存在しない部分。
4. 「構造」
 - ・イ「建築物である部分」

建築物の階数、構造形式（木造、耐火構造等）、建築面積、避難階段の数を記載する。
なお、路外駐車場が建築物の一部にある場合は、その旨を記載する。（記載例参照）
 - ・ロ「建築物でない部分」

駐車マス及び車路の構造を記載する。
5. 「設備」
 - ・イ a 欄「特殊の装置の有無」 用いるか否かに応じて「有」又は「無」を記載する。
b 欄「認定の番号」 特殊の装置を用いる場合、国土交通大臣の認定番号を記載する。
「特殊の装置の名称」 特殊の装置を用いる場合、商品名、製造者名を記載する。
 - ・ロ「それ以外の設備」 特殊の装置以外の設備を記載する。（記載例参照）
6. 「附帯業務のための施設」 路外駐車場の業務に附帯して行う業務を記載する。（記載例参照）
7. 「従業員概要」 路外駐車場の管理に従事する人数（事務、附帯業務を含む）を記載する。
8. 「供用開始（予定）日」 路外駐車場の営業を開始しようとする日を記載する。

※ 変更の届出書は、表題の（変更）を朱で囲み、現在（変更前）の事項を全て黒書きした上で、変更しようとする事項を朱書きして下さい。

年 月 日

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。

	1	駐 車 場 の 名 称							
	2	駐 車 場 の 位 置							
規 模	3	イ	駐車場の区域の面積				平方メートル		
		ロ	駐車場の用に供する部分の面積（A+B+C+D）				平方メートル		
		a	建築物である部分	駐車の用に供する部分の面積（A）	一般公共の用に供する部分	四輪車（注）専用	（駐車台数 台）	平方メートル	
						特定自動二輪車専用	（駐車台数 台）	平方メートル	
								平方メートル	
						四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車	駐車台数 台	
							特定自動二輪車	駐車台数 台	
						小計		平方メートル	
						それ以外の部分	四輪車専用	（駐車台数 台）	平方メートル
							特定自動二輪車専用	（駐車台数 台）	平方メートル
									平方メートル
		四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車	駐車台数 台					
			特定自動二輪車	駐車台数 台					
		小計		平方メートル					
			車路等の面積（B）			平方メートル			
		b	建築物でない部分	駐車の用に供する部分の面積（C）	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	（駐車台数 台）	平方メートル	
						特定自動二輪車専用	（駐車台数 台）	平方メートル	
								平方メートル	
						四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車	駐車台数 台	
							特定自動二輪車	駐車台数 台	
小計						平方メートル			
それ以外の部分	四輪車専用					（駐車台数 台）	平方メートル		
	特定自動二輪車専用					（駐車台数 台）	平方メートル		
							平方メートル		
	四輪車及び特定自動二輪車併用					四輪車	駐車台数 台		
						特定自動二輪車	駐車台数 台		
小計						平方メートル			
	車路等の面積（D）			平方メートル					

3	規 模	駐車のに供する部分の面積の合計 (A+C)		一般公共 の用に供 する部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
					特定自動二輪 車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
					四輪車及び特 定自動二輪車 併用	四輪車 駐車台数 台		
						特定自動二輪車 駐車台数 台		
					小計	平方メートル		
					それ以外 の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				特定自動二輪 車専用		平方メートル (駐車台数 台)		
				四輪車及び特 定自動二輪車 併用		四輪車 駐車台数 台		
						特定自動二輪車 駐車台数 台		
				小計		平方メートル		
				4 構 造		イ 建築物である部分		
					ロ 建築物でない部分			
5 設 備	イ 特殊の装置	a 特殊の装置の有無						
		b 特殊の装置に係る 駐車場法施行令第 15条の規定による 認定の概要	認 定 の 番 号					
			特 殊 の 装 置 の 名 称 等					
	ロ それ以外の設備							
6 附帯業務のための施設								
7 従業員概数								
8 供用開始（予定）日								
(注)								
道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。								

備 考

- 一 路外駐車場変更届書にあっては、変更しようとする事項を朱記すること。
- 二 3のイ欄の「駐車場の区域の面積」欄においては、駐車場の敷地面積を記載すること。
- 三 3のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車のに供する部分（駐車マス）、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車場のため必要な施設の総面積を記載すること。
- 四 3のロのa欄及びb欄の「駐車のに供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車のに供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の総面積を記載すること。
- 五 3のロのa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車のに供する部分を除いた部分の総面積を記載すること。
- 六 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別（木造、耐火構造等の別）及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。
- 七 4のロ欄においては、車路及び駐車のに供する部分のみについて記載すること。
- 八 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 九 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による建設大臣の認定の番号を記載すること。
- 十 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。
- 十一 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 十二 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

路外駐車場設置（変更）届出書						
札幌市長 秋元 克広 様		記載例（平面駐車場を新設）		年 月 日		
(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)						
札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇-〇						
〇〇〇ビル 1階						
株式会社 〇〇〇〇						
代表取締役 〇〇 〇〇						
押印不要						
駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。						
1	駐車場の名称	〇〇〇パーキング				
2	駐車場の位置	札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇-〇				
規	イ 駐車場の区域の面積	1,623.25 平方メートル				
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積 (A+B+C+D)	敷地面積 総面積（敷地面積と等しい） 1,623.25 平方メートル				
	3 a 建築物である部分 建物内 (屋上を含む)	駐車場の用に供する部分の面積 (A)	一般公共の用に供する部分	四輪車（注）専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				平方メートル		
				四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台	
				小計	平方メートル	
				それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台
小計	平方メートル					
車路等の面積 (B)		平方メートル				
3 b 建築物でない部分 屋外	駐車場の用に供する部分の面積 (C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	579.50 平方メートル (駐車台数 45 台)		
			特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
			平方メートル			
			四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台		
			小計	579.50 平方メートル		
			それ以外の部分	四輪車専用	87.50 平方メートル (駐車台数 7 台)	
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台	
小計	87.50 平方メートル					
月極・特定施設利用者専用等の 駐車台数・駐車マスの総面積		時間貸し等の駐車台数・ 駐車マスの総面積				
駐車マス以外（車路・料金所・管理室等）の総面積		車路等の面積 (D)				
		956.25 平方メートル				

3	規 模	駐車の用に供する部分の面積の合計 (A+C)		一般公共 の用に供 する部分	四輪車専用	579.50 平方メートル (駐車台数 45 台)
		四輪車及び特 定自動二輪車 併用	特定自動二輪 車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
			平方メートル			
			四輪車	駐車台数 台		
			特定自動二輪車	駐車台数 台		
		小計	579.50 平方メートル			
		それ以外 の部分	四輪車専用	87.50 平方メートル (駐車台数 7 台)		
			特定自動二輪 車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
			平方メートル			
			四輪車及び特 定自動二輪車 併用	四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台		
小計	87.50 平方メートル					
4 構 造	イ 建築物である部分					
	ロ 建築物でない部分	アスファルト舗装	アスファルト舗装、砂利敷舗装、 コンクリート舗装など			
5 設 備	イ 特殊の装置	a 特殊の装置の有無	無			
		b 特殊の装置に係る 駐車場法施行令第 15条の規定による 認定の概要	認 定 の 番 号			
			特 殊 の 装 置 の 名 称 等			
	ロ それ以外の設備	照明装置、警報装置、自動料金精算機				
6	附帯業務のための施設	無	洗車場、ガソリンスタンド、自動車修理、売店など			
7	従業員概数	2名	事務、附帯業務に従事する人数を含む			
8	供用開始（予定）日	令和〇〇年〇月〇〇日				
(注) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。						

備 考

- 一 路外駐車場変更届書にあっては、変更しようとする事項を朱記すること。
- 二 3のイ欄の「駐車場の区域の面積」欄においては、駐車場の敷地面積を記載すること。
- 三 3のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車の用に供する部分（駐車マス）、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車場のための必要施設の総面積を記載すること。
- 四 3のロのa欄及びb欄の「駐車の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の総面積を記載すること。
- 五 3のロのa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する部分を除いた部分の総面積を記載すること。
- 六 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別（木造、耐火構造等の別）及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。
- 七 4のロ欄においては、車路及び駐車の用に供する部分のみについて記載すること。
- 八 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 九 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による建設大臣の認定の番号を記載すること。
- 十 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。
- 十一 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 十二 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

路外駐車場 面積計算書（例）

駐車場の用に供する部分の面積（A）		駐車場の用に供する部分（駐車マス）の面積（B）	車路等の面積（C） ＝（A）－（B）
建築物でない部分			
平面駐車場			
	1,623.25 m ²	一般公共の用に供する部分	1,623.25 - 667.00 ＝ 956.25 m ²
		（幅） （奥行） （台数） （面積）	
		2.5 × 5 × 43 ＝ 537.50	
		3.5 × 6 × 2 ＝ 42.00	
		計 45 台 579.50 m ²	
		それ以外の部分	
		2.5 × 5 × 7 ＝ 87.50	
		計 7 台 87.50 m ²	
		合計 52 台 667.00 m ²	

路外駐車場設置（変更）届出書

札幌市長 秋元 克

記載例（立体駐車場（自走式）+平面駐車場を新設）

（駐車場管理者の氏名又は名称及び住所）

札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇-〇

〇〇〇ビル 1階

株式会社 〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

押印不要

駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。

敷地面積
(建物+建物外)

1	駐車場の名称	〇〇〇パーキング			
2	駐車場の位置	札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇-〇			
3	イ 駐車場の区域の面積	4,125.35 平方メートル			
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積 (A+B+C+D)	総面積 (建物内+建物外) 11,498.25 平方メートル			
	a 建築物である部分 建物内 (屋上を含む)	駐車場の用に供する部分の面積 (A)	一般公共の用に供する部分	四輪車 (注) 専用	3,254.00 平方メートル (駐車台数 241 台)
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
				四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル
				小計	3,254.00 平方メートル
		それ以外の部分	四輪車専用	四輪車	駐車台数 台
				特定自動二輪車	駐車台数 台
				小計	62.50 平方メートル (駐車台数 5 台)
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
b 建築物でない部分 屋外	駐車場の用に供する部分の面積 (C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	92.00 平方メートル (駐車台数 6 台)	
			特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
			四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル	
			小計	92.00 平方メートル	
それ以外の部分	四輪車専用	四輪車	駐車台数 台		
		特定自動二輪車	駐車台数 台		
		小計	150.00 平方メートル		
		特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)		

3	規 模	駐車のに供する部分の面積の合計 (A+C)		一般公共 の用に供 する部分	四輪車専用	3,346.00 平方メートル (駐車台数 247 台)
		四輪車専用	特定自動二輪 車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
			四輪車及び特 定自動二輪車 併用	四輪車	平方メートル 駐車台数 台	
				特定自動二輪車	平方メートル 駐車台数 台	
			小計	3,346.00 平方メートル		
		それ以外 の部分	四輪車専用	62.50 平方メートル (駐車台数 5 台)		
			特定自動二輪 車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
			四輪車及び特 定自動二輪車 併用	四輪車	平方メートル 駐車台数 台	
				特定自動二輪車	平方メートル 駐車台数 台	
		小計	62.50 平方メートル			
4 構 造	イ 建築物である部分	鉄骨鉄筋コンクリート造(地上4階・地下1階)のうち地上3階～屋上部分 建築面積7,305.25㎡ 避難階段の数:2				
	ロ 建築物でない部分	アスファルト舗装				
5 設 備	イ 特殊 の装 置	a 特殊の装置の有無	無	アスファルト舗装、砂利敷舗装、コンクリート舗装など		
		b 特殊の装置に係る 駐車場法施行令第 15条の規定による 認定の概要	認 定 の 番 号			
	ロ	特殊の装置 の 名 称 等				
		それ以外の設備	換気装置、照明装置、警報装置、消火装置、放送装置、自動料金精算機			
6	附帯業務のための施設	無	← 洗車場、ガソリンスタンド、自動車修理、売店など			
7	従業員概数	3名	← 事務、附帯業務に従事する人数を含む			
8	供用開始(予定)日	令和〇〇年〇月〇〇日				

(注)
道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。

備 考

- 一 路外駐車場変更届書にあっては、変更しようとする事項を朱記すること。
- 二 3のイ欄の「駐車場の区域の面積」欄においては、駐車場の敷地面積を記載すること。
- 三 3のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車のに供する部分(駐車マス)、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車場のための必要施設の総面積を記載すること。
- 四 3のロのa欄及びb欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車のに供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の総面積を記載すること。
- 五 3のロのa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車のに供する部分を除いた部分の総面積を記載すること。
- 六 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別(木造、耐火構造等の別)及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。
- 七 4のロ欄においては、車路及び駐車のに供する部分のみについて記載すること。
- 八 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 九 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による建設大臣の認定の番号を記載すること。
- 十 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称(商品名)、製造者名を記載すること。
- 十一 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 十二 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

路外駐車場 面積計算書（例）

駐車場の用に供する部分の面積（A）		駐車のに供する部分（駐車マス）の面積（B）	車路等の面積（C） ＝（A）－（B）
建築物である部分			
自走式立体駐車場			
1 F	286.35 m ²		286.35 m ²
2 F	432.85 m ²		432.85 m ²
3 F	3,476.50 m ²	一般公共の用に供する部分 （幅） （奥行） （台数） （面積） 2.5 × 5 × 56 ＝ 700.00 2.5 × 6 × 22 ＝ 330.00 3.5 × 6 × 3 ＝ 63.00 計 81 台 1,093.00 m ²	3,476.50 － 1,093.00 ＝ 2,383.50 m ²
4 F	3,436.81 m ²	一般公共の用に供する部分 （幅） （奥行） （台数） （面積） 2.5 × 5 × 56 ＝ 700.00 2.5 × 6 × 22 ＝ 330.00 3.5 × 6 × 3 ＝ 63.00 計 81 台 1,093.00 m ²	3,436.81 － 1,093.00 ＝ 2,343.81 m ²
RF	3,623.74 m ²	一般公共の用に供する部分 （幅） （奥行） （台数） （面積） 2.5 × 5 × 54 ＝ 675.00 2.5 × 6 × 22 ＝ 330.00 3.5 × 6 × 3 ＝ 63.00 計 79 台 1,068.00 m ² ــــــــــــــــــــــــ それ以外の部分 2.5 × 5 × 5 ＝ 62.50 計 5 台 62.50 m ² 合計 84 台 1,130.50 m ²	3,623.74 － 1,130.50 ＝ 2,493.24 m ²
合計	11,256.25 m ²	一般公共の用に供する部分 計 241 台 3,254.00 m ² ــــــــــــــــــــــــ それ以外の部分 計 5 台 62.50 m ² 合計 246 台 3,316.50 m ²	11,256.25 － 3,316.50 ＝ 7,939.75 m ²
建築物でない部分			
平面駐車場			
	242.00 m ²	一般公共の用に供する部分 （幅） （奥行） （台数） （面積） 2.5 × 5 × 4 ＝ 50.00 3.5 × 6 × 2 ＝ 42.00 計 6 台 92.00 m ²	242.00 － 92.00 ＝ 150.00 m ²

路外駐車場設置（変更）届出書									
札幌市長 秋元 克広 様			記載例（立体駐車場（機械式）を新設）						
			（駐車場管理者の氏名又は名称及び住所） 札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇-〇 〇〇〇ビル 1階 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇						
							押印不要		
駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。									
1	駐車場の名称	〇〇〇パーキング							
2	駐車場の位置	札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇-〇							
3	イ 駐車場の区域の面積	121.50 平方メートル							
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積（A+B+C+D）	総面積（建物内+建物外） → 619.25 平方メートル							
	a 建築物である部分 建物内 （屋上を含）	駐車場の用に供する部分の面積（A）	一般公共の用に供する部分	四輪車（注）専用	570.00 平方メートル （駐車台数 38 台）				
				特定自動二輪車専用	平方メートル （駐車台数 台）				
				四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台				
					特定自動二輪車 駐車台数 台				
				小計	570.00 平方メートル				
				それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル （駐車台数 台）			
					特定自動二輪車専用	平方メートル （駐車台数 台）			
					小計	平方メートル			
b 建築物でない部分 屋外	駐車場の用に供する部分の面積（C）	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	平方メートル （駐車台数 台）					
			特定自動二輪車専用	平方メートル （駐車台数 台）					
			四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台					
				特定自動二輪車 駐車台数 台					
			小計	平方メートル					
			それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル （駐車台数 台）				
				特定自動二輪車専用	平方メートル （駐車台数 台）				
				小計	平方メートル				
1パレット当たりの駐車マスの面積 「小型車：12㎡ / 普通車：15㎡」									
月極・特定施設利用者専用等の 駐車台数・駐車マスの総面積									
駐車マス以外（車路・料金所・管理室等）の総面積									
模	車路等の面積（B）	平方メートル							
模	車路等の面積（D）	49.25 平方メートル							

3	規 模	駐車の用に供する部分の面積の合計 (A+C)		一般公共 の用に供 する部分	四輪車専用	570.00 平方メートル (駐車台数 38 台)
		四輪車専用	特定自動二輪 車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
			四輪車及び特 定自動二輪車 併用	四輪車 駐車台数 台		
				特定自動二輪車 駐車台数 台		
			小計	570.00 平方メートル		
		それ以外 の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
			特定自動二輪 車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
			四輪車及び特 定自動二輪車 併用	四輪車 駐車台数 台		
				特定自動二輪車 駐車台数 台		
			小計	平方メートル		
4 構 造	イ 建築物である部分	鉄骨造タワー 建築面積72.25㎡				
	ロ 建築物でない部分	アスファルト舗装 ← アスファルト舗装、砂利敷舗装、 コンクリート舗装など				
5 設 備	イ 特殊の装置	a 特殊の装置の有無	有（垂直循環方式（方向転換装置組込型））			
		b 特殊の装置に係る 駐車場法施行令第 15条の規定による 認定の概要	認 定 の 番 号	特殊駐車装置認定第〇〇〇号		
			特 殊 の 装 置 の 名 称 等	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（製造者：〇〇〇〇(株)）		
	ロ それ以外の設備	換気装置、照明装置、警報装置、消火装置、管理室、待合室				
6	附帯業務のための施設	無 ←	洗車場、ガソリンスタンド、自動車修理、売店など			
7	従業員概数	3名 ←	事務、附帯業務に従事する人数を含む			
8	供用開始（予定）日	令和〇〇年〇月〇〇日				

(注)
道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。

備 考

- 一 路外駐車場変更届書にあっては、変更しようとする事項を朱記すること。
- 二 3のイ欄の「駐車場の区域の面積」欄においては、駐車場の敷地面積を記載すること。
- 三 3のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車の用に供する部分（駐車マス）、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車場のための必要施設の総面積を記載すること。
- 四 3のロのa欄及びb欄の「駐車の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の総面積を記載すること。
- 五 3のロのa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する部分を除いた部分の総面積を記載すること。
- 六 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別（木造、耐火構造等の別）及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。
- 七 4のロ欄においては、車路及び駐車の用に供する部分のみについて記載すること。
- 八 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 九 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による建設大臣の認定の番号を記載すること。
- 十 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。
- 十一 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 十二 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

路外駐車場 面積計算書（例）

駐車場の用に供する部分の面積（A）		駐車のに供する部分（駐車マス）の面積（B）	車路等の面積（C） ＝（A）－（B）
建築物である部分			
機械式立体駐車場			
	570.00 m ²	一般公共の用に供する部分 （幅） （奥行） （台数） （面積） 普通自動車 15 × 38 ＝ 570.00 計 38 台 570.00 m ²	
建築物でない部分			
車路等			
	49.25 m ²		49.25 m ²

路外駐車場設置(変更)届出書					
札幌市長 秋元 克広 様					年 月 日
(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)					
駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。					
1 駐車場の名称					
2 駐車場の位置					
規 模	イ 駐車場の区域の面積	平方メートル			
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積 (A+B+C+D)	平方メートル			
	3 a 建築物である部分	駐車の用に供する部分の面積 (A)	一般公共の用に供する部分	四輪車 (注) 専用	平方メートル (駐車台数 台)
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
				平方メートル	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台
				特定自動二輪車	駐車台数 台
			小計	平方メートル	
			それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
				平方メートル	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台
		特定自動二輪車	駐車台数 台		
		小計	平方メートル		
		車路等の面積 (B)		平方メートル	
b 建築物でない部分		駐車の用に供する部分の面積 (C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
	特定自動二輪車専用			平方メートル (駐車台数 台)	
	平方メートル				
	四輪車及び特定自動二輪車併用			四輪車 駐車台数 台	
	特定自動二輪車			駐車台数 台	
	小計		平方メートル		
	それ以外の部分		四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
			特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
			平方メートル		
			四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台	
	特定自動二輪車	駐車台数 台			
	小計	平方メートル			
	車路等の面積 (D)		平方メートル		

3	規 模	駐車のに供する部分の面積の合計 (A+C)		一般公共 の用に供 する部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					特定自動二輪 車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					四輪車及び特 定自動二輪車 併用	四輪車 駐車台数 台
						特定自動二輪車 駐車台数 台
					小計	平方メートル
				それ以外 の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					特定自動二輪 車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					四輪車及び特 定自動二輪車 併用	四輪車 駐車台数 台
						特定自動二輪車 駐車台数 台
					小計	平方メートル
4 構 造	イ 建築物である部分					
	ロ 建築物でない部分					
5 設 備	イ 特 殊 の 装 置	a 特殊の装置の有無				
		b 特殊の装置に係る 駐車場法施行令第 15条の規定による 認定の概要	認 定 の 番 号			
			特 殊 の 装 置 の 名 称 等			
	ロ それ以外の設備					
6 附帯業務のための施設						
7 従業員概数						
8 供用開始（予定）日						
(注)						
道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。						

備 考

- 一 路外駐車場変更届書にあっては、変更しようとする事項を朱記すること。
- 二 3のイ欄の「駐車場の区域の面積」欄においては、駐車場の敷地面積を記載すること。
- 三 3のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車のに供する部分（駐車マス）、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車場のため必要な施設の総面積を記載すること。
- 四 3のロのa欄及びb欄の「駐車のに供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車のに供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の総面積を記載すること。
- 五 3のロのa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車のに供する部分を除いた部分の総面積を記載すること。
- 六 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別（木造、耐火構造等の別）及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。
- 七 4のロ欄においては、車路及び駐車のに供する部分のみについて記載すること。
- 八 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 九 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による建設大臣の認定の番号を記載すること。
- 十 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。
- 十一 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 十二 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

路外駐車場設置(変更)届出書

札幌市長 秋元 克広

記載例(平面駐車場の一部を立体駐車場に変更)

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

札幌市△区△条△丁目△-△△

札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇-〇

△△△ビル 2階

〇〇〇ビル 1階

株式会社 △△△

株式会社 〇〇〇〇

代表取締役 △ △△

代表取締役 〇〇 〇〇

押印不要

押印不要

駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。

1	駐車場の名称	〇〇〇パーキング		△△パーキング		
2	駐車場の位置	札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇-〇				
3	イ 駐車場の区域の面積	2,952.25 平方メートル				
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積 (A+B+C+D)	5,326.68 2,952.25 平方メートル				
	a 建築物である部分	駐車の用に供する部分の面積 (A)	一般公共の用に供する部分	四輪車 (注) 専用	1,212.50 平方メートル (駐車台数 97 台)	
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル	
				四輪車	駐車台数 台	
				特定自動二輪車	駐車台数 台	
				小計	1,212.50 平方メートル	
				それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル
					四輪車	駐車台数 台
					特定自動二輪車	駐車台数 台
					小計	平方メートル
				車路等の面積 (B)		2,563.45 平方メートル
b 建築物でない部分				駐車の用に供する部分の面積 (C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用
	特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)				
	四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル				
	四輪車	駐車台数 台				
	特定自動二輪車	駐車台数 台				
	小計	242.00 842.00 平方メートル				
	それ以外の部分	四輪車専用	250.00 125.00 平方メートル (駐車台数 20 10 台)			
		特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)			
		四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル			
		四輪車	駐車台数 台			
		特定自動二輪車	駐車台数 台			
		小計	250.00 125.00 平方メートル			
	車路等の面積 (D)		1,058.73 1,985.25 平方メートル			

・変更前の情報は全て記入。(黒字)
 ・変更後の情報は変更箇所のみ記入。(赤字)
 規(記入方法は、設置届(新設)を参照。)

模

3	規 模	駐車の用に供する部分の面積の合計 (A+C)		一般公共 の用に供 する部分	四輪車専用	1,454.50	842.00	平方メートル (駐車台数 115 66 台)
		特定自動二輪 車専用			平方メートル (駐車台数 台)			
		四輪車及び特 定自動二輪車 併用	平方メートル					
			四輪車	駐車台数 台				
		特定自動二輪車	駐車台数 台					
		小計	1,454.50	842.00	平方メートル			
		それ以外 の部分	四輪車専用	250.00	125.00	平方メートル (駐車台数 20 10 台)		
		特定自動二輪 車専用			平方メートル (駐車台数 台)			
		四輪車及び特 定自動二輪車 併用	平方メートル					
			四輪車	駐車台数 台				
		特定自動二輪車	駐車台数 台					
		小計	250.00	125.00	平方メートル			
4	構 造	イ 建築物である部分	鉄骨造（地上2階） 建築面積1,258.65㎡ 避難階段の数：1					
		ロ 建築物でない部分	アスファルト舗装					
5	設 備	イ 特殊の装置の有無	無					
		b 特殊の装置に係る 駐車場法施行令第 15条の規定による 認定の概要	認 定 の 番 号					
			特 殊 の 装 置 の 名 称 等					
		ロ それ以外の設備	照明装置、警報装置、自動料金精算機 換気装置、照明装置、警報装置、消火装置、放送装置、自動料金精算機					
6	附帯業務のための施設		無					
7	従業員概数		2名		3名			
8	供用開始（予定）日		平成〇〇年〇月〇〇日		令和△△年△△月△△日			
(注)								
道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。								

備 考

- 一 路外駐車場変更届書にあっては、変更しようとする事項を朱記すること。
- 二 3のイ欄の「駐車場の区域の面積」欄においては、駐車場の敷地面積を記載すること。
- 三 3のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車の用に供する部分（駐車マス）、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車場のため必要な施設の総面積を記載すること。
- 四 3のロのa欄及びb欄の「駐車の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の総面積を記載すること。
- 五 3のロのa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する部分を除いた部分の総面積を記載すること。
- 六 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別（木造、耐火構造等の別）及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。
- 七 4のロ欄においては、車路及び駐車の用に供する部分のみについて記載すること。
- 八 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 九 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による建設大臣の認定の番号を記載すること。
- 十 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。
- 十一 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 十二 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

路外駐車場 面積計算書（参考資料）

変更前		変更後	
建築物である部分			
自走式立体駐車場			
1F	駐車場の用に供する部分の面積（A）	駐車場の用に供する部分の面積（A）	
	0.00 m ²	1,258.65 m ²	
	駐車場の用に供する部分（駐車マス）の面積（B）	駐車場の用に供する部分（駐車マス）の面積（B）	
	一般公共の用に供する部分	一般公共の用に供する部分	
	× × = 0.00	2.5 × 5 × 30 = 375.00	
	計 0 台 0.00 m ²	計 30 台 375.00 m ²	
車路等の面積（C）＝（A）－（B）		車路等の面積（C）＝（A）－（B）	
0.00 m ²		883.65 m ²	
2F	駐車場の用に供する部分の面積（A）	駐車場の用に供する部分の面積（A）	
	0.00 m ²	1,258.65 m ²	
	駐車場の用に供する部分（駐車マス）の面積（B）	駐車場の用に供する部分（駐車マス）の面積（B）	
	一般公共の用に供する部分	一般公共の用に供する部分	
	× × = 0.00	2.5 × 5 × 32 = 400.00	
	計 0 台 0.00 m ²	計 32 台 400.00 m ²	
車路等の面積（C）＝（A）－（B）		車路等の面積（C）＝（A）－（B）	
0.00 m ²		858.65 m ²	
RF	駐車場の用に供する部分の面積（A）	駐車場の用に供する部分の面積（A）	
	0.00 m ²	1,258.65 m ²	
	駐車場の用に供する部分（駐車マス）の面積（B）	駐車場の用に供する部分（駐車マス）の面積（B）	
	一般公共の用に供する部分	一般公共の用に供する部分	
	× × = 0.00	2.5 × 5 × 35 = 437.50	
	計 0 台 0.00 m ²	計 35 台 437.50 m ²	
車路等の面積（C）＝（A）－（B）		車路等の面積（C）＝（A）－（B）	
0.00 m ²		821.15 m ²	
合計	駐車場の用に供する部分の面積（A）	駐車場の用に供する部分の面積（A）	
	0.00 m ²	3,775.95 m ²	
	駐車場の用に供する部分（駐車マス）の面積（B）	駐車場の用に供する部分（駐車マス）の面積（B）	
	一般公共の用に供する部分	一般公共の用に供する部分	
	計 0 台 0.00 m ²	計 97 台 1,212.50 m ²	
	車路等の面積（C）＝（A）－（B）	車路等の面積（C）＝（A）－（B）	
0.00 m ²		2,563.45 m ²	
建築物でない部分			
平面駐車場			
	駐車場の用に供する部分の面積（A）	駐車場の用に供する部分の面積（A）	
	2,952.25 m ²	1,550.73 m ²	
	駐車場の用に供する部分（駐車マス）の面積（B）	駐車場の用に供する部分（駐車マス）の面積（B）	
	一般公共の用に供する部分	一般公共の用に供する部分	
	2.5 × 5 × 64 = 800.00	2.5 × 5 × 16 = 200.00	
	3.5 × 6 × 2 = 42.00	3.5 × 6 × 2 = 42.00	
	計 66 台 842.00 m ²	計 18 台 242.00 m ²	
	それ以外の部分	それ以外の部分	
	2.5 × 5 × 10 = 125.00	2.5 × 5 × 20 = 250.00	
	計 10 台 125.00 m ²	計 20 台 250.00 m ²	
合計 76 台 967.00 m ²		合計 38 台 492.00 m ²	
車路等の面積（C）＝（A）－（B）		車路等の面積（C）＝（A）－（B）	
1,985.25 m ²		1,058.73 m ²	

路外駐車場の届出に関するチェックシート

駐 車 場 名 :

駐 車 場 住 所 :

駐 車 場 種 別 : ☐ 建築物 ⇒ (☐ 附置義務駐車施設)

☐ 建築物以外 ⇒ (☐ 附置義務駐車施設 ☐ 特定路外駐車場)

1. 届出書類

	名称等	建築物	建築物以外	備考
1	路外駐車場設置（変更） 届出書（様式1）	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	変更の場合は、変更箇所を朱書
2	駐車場施設の概要	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	面積計算書、建築物の構造等
3	路外駐車場の位置を 表示した付近見取図 （縮尺1/10,000以上）	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	周辺の学校等主要施設を明示
4	路外駐車場の区域等 を表示した平面図 （縮尺1/200以上）	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	駐車場区域、周辺道路、出入口、駐車マス、 車路、施行令第7条第1項に規定する部分等 一般公共の用に供する部分とそれ以外の部分を 明示
5	通行標識・路面表示、 案内看板等 の図面	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	駐車場の供用時間及び駐車料金の明示等
6	各階の平面図 （縮尺1/200以上）	☐ 有 ☐ 無		屈曲部には回転軌跡を表示
7	立面図 （2面以上） （縮尺1/200以上）	☐ 有 ☐ 無		
8	断面図 （2面以上） （縮尺1/200以上）	☐ 有 ☐ 無		車路及び駐車マスのほり下の有効高さを表示
9	避難階段又はそれに代 わる施設を示したもの	☐ 有 ☐ 無		直接地上へ通じる出入口がある階・大臣認定 を受けた特殊装置の部分については必要なし
10	耐火構造の壁又は特定 防火装置によって区画 したことを示したもの	☐ 有 ☐ 無		給油所その他火災の危険のある施設を附置 する場合のみ
11	換気風量が計算された もの（各階ごと）	☐ 有 ☐ 無		機械換気：必要換気量と換気能力の比較 自然換気：必要換気量と開口部面積の比較
12	照明の照度分布が示さ れたもの（各階ごと）	☐ 有 ☐ 無		屋上についても必要

	名称等	建築物	建築物以外	備考
13	大臣認定書の写し及び 仕様書又は全体組立図	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	特殊装置を用いる場合のみ (機械式駐車施設等)
14	建築確認通知書の写し	☐ 有 ☐ 無		
15	附置義務駐車施設 置届出書の写し	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	附置義務駐車施設が設置されている場合のみ
16	路外駐車場設置（変更） 届出書に添付する書面 （様式8）		☐ 有 ☐ 無	特定路外駐車場のみ
17	公共的施設新設等事前 協議書（様式9）及び 整備基準チェックリスト （様式10）	建築指導部 へ提出	☐ 有 ☐ 無	特定路外駐車場のうち駐車マスの面積が 1,000㎡以上の場合のみ （札幌市福祉のまちづくり条例に基づく）

2. 構造基準（駐車場法）

項 目（手引き P11～P12）		チェック	備考
出入口（施行令第7条）	太字二重下線：国土交通大臣認定により出入口の設置が可能な場所		
	軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂	☐ 適 ☐ 否	
	<u>トンネル</u>	☐ 適 ☐ 否	
	交差点及びその <u>側端から5m以内の部分</u>	☐ 適 ☐ 否	
	<u>道路の曲り角から5m以内の部分</u>	☐ 適 ☐ 否	
	横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端から前後に5m以内の部分	☐ 適 ☐ 否	
	<u>安全地帯の左側及びその前後の側端から前後に10m以内の部分</u>	☐ 適 ☐ 否	
	<u>軌道車の停留所及びバス停から前後に10m以内の部分</u>	☐ 適 ☐ 否	
	踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分	☐ 適 ☐ 否	
	横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から5m以内の道路の部分	☐ 適 ☐ 否	
設置が禁止されている箇所	幼稚園、小学校、盲学校、聾学校、養護学校、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園、児童館の出入口から20m以内の部分 （「歩道に柵が設けられた道路」や「歩道が有り、かつ、中央分離帯等により車線が往復の方向別に分離されている道路」以外の道路については、出入口の反対側及びその左右20m以内の部分を含む）	☐ 適 ☐ 否	
	橋	☐ 適 ☐ 否	
	幅員6m未満の道路 又は縦断勾配が10%を超える道路	☐ 適 ☐ 否	

項 目（手引き P12～P15、P17～25）				チェック	備考
出入口 （施行令第7条）	「前面道路が2以上ある場合」 自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設ける（歩行者の通行に著しい支障を及ぼす恐れのある場合等を除く）			☐ 適 ☐ 否	
	「駐車マスの面積が 6,000㎡以上の場合」 出口と入口とを分離し、その間隔を10m以上とする（中央分離帯等により車線が往復の方向別に分離されている場合を除く）			☐ 適 ☐ 否	
	「自動車の回転を容易にする必要がある場合」 隅切りを設け、切取線の長さを 1.5m以上とする			☐ 適 ☐ 否	
	「出口のみ」 敷地境界から2m（二輪1.3m）後退した車路の中心線1.4mの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上の範囲内において歩行者の存在を確認できるようにする			☐ 適 ☐ 否	
車路 （施行令第8条）	車路の幅員	料金所が設置され歩行者が通行しない一方通行	2.75m以上 （二輪1.75m）	☐ 適 ☐ 否	
		上記に掲げる以外の一方通行	3.5m以上 （二輪2.25m）	☐ 適 ☐ 否	
		相互通行	5.5m以上 （二輪3.5m）	☐ 適 ☐ 否	
	建築物のみ	大臣認定特殊装置の使用部分（施行令第8～14条適用外）		☐ 有 ☐ 無	
		ターンテーブルの無い車路の屈曲部の内法半径	5.0m以上 （二輪3.0m）	☐ 適 ☐ 否	
		車路の縦断勾配	17%以下	☐ 適 ☐ 否	
		車路の路面は、粗面とし、滑りにくい材料で仕上げる		☐ 適 ☐ 否	
		車路のはり下の高さが一番低い部分	2.3m以上	☐ 適 ☐ 否	
		駐車マスのはり下の高さが一番低い部分	2.1m以上	☐ 適 ☐ 否	
		「直接地上に通じる出入口が無い階のみ」 避難階段等を設ける		☐ 適 ☐ 否	
		「火災の危険のある施設を附置する場合」 防火区画等を設ける		☐ 適 ☐ 否	
		機械換気：内部の空気を直接外気と交換出来る換気装置	床面積×14㎡/時以上	☐ 適 ☐ 否	
		自然換気：換気に有効な開口部の面積	床面積の1/10以上		
		車路の路面に必要な照度	10 ルクス以上	☐ 適 ☐ 否	
		駐車マスの路面に必要な照度	2 ルクス以上	☐ 適 ☐ 否	
		警報装置（施行令第14条）	自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設ける		☐ 適 ☐ 否
	特殊装置 （施行令第15条）	大臣認定特殊装置の使用部分（施行令第8～14条適用外）		☐ 有 ☐ 無	
		二段方式は除く 特殊装置と道路の間に、自動車2台以上を停留し、又はターンテーブルを設けることが出来る空地の設置	幅 5.5m以上 長さ 5.0m以上	☐ 適 ☐ 否	
		特殊装置の出口と入口とが分離された構造の場合、特殊装置の入口と道路の間に、自動車1台以上を停留することが出来る空地の設置	幅 3.5m以上 長さ 5.0m以上	☐ 適 ☐ 否	
供用時間等の明示（施行令第17条）	利用者の見やすい場所に供用時間及び駐車料金の額を明示する			☐ 適 ☐ 否	

3. 構造基準（バリアフリー新法）

項 目 （手引き P16）					チェック	備考	
車いす使用者用駐車マス	車いす使用者用駐車マスの数 （普通自動車以外の自動車を除く）		200台以下 →総数の2%以上 200台超 →1%+2以上	☐ 適 ☐ 否			
	車いす使用者用駐車マスの幅		350cm以上	☐ 適 ☐ 否			
	車いす使用者用駐車マスであることの表示			☐ 適 ☐ 否			
	移動等円滑化経路（次項）の長さができるだけ短くなる位置に設ける			☐ 適 ☐ 否			
移動等円滑化経路 （高齢者や障がい者等が道路等まで円滑に移動できる経路）	次の基準を満たした移動等円滑化経路を1以上設ける			☐ 適 ☐ 否			
	経路の基準	出入口の幅		80cm以上	☐ 適 ☐ 否		
		経路の幅		120cm以上	☐ 適 ☐ 否		
		車いすの転回に支障がない場所の設置		50m以内ごと	☐ 適 ☐ 否		
		経路上に段または傾斜路（勾配が1/20を超える）部分			☐ 有 ☐ 無		
		段・傾斜路がある場合	傾斜路の幅	段に代わる傾斜路 120cm以上	☐ 適 ☐ 否		
				段に併設する傾斜路 90cm以上			
		傾斜路の勾配	高さが16cmを超える 1/12以下	☐ 適 ☐ 否			
			高さが16cm以下 1/8以下				
	傾斜路の手すりが必要な箇所		・勾配1/12超 ・高さ16cm超	☐ 適 ☐ 否			
踊場	「高さ75cm超の場合」 高さ75cm以内ごとに、踏幅150cm以上の踊場を設ける			☐ 適 ☐ 否			

4. 管理規程

項 目 （関係法令等 P8 / 手引き P7）				チェック	備考
駐車料金 （施行令第16条）	能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額をこえない			☐ 適 ☐ 否	
	不当な差別的取扱となる額でない			☐ 適 ☐ 否	
	負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのない額である			☐ 適 ☐ 否	
記載項目 （法第13条） （施行令第16条） （施行規則第3・4条）	路外駐車場の名称			☐ 有 ☐ 無	
	路外駐車場管理者の氏名、住所			☐ 有 ☐ 無	
	供用時間（休業日、1日における供用時間の開始・終了時刻）			☐ 有 ☐ 無	
	駐車料金（上限額）			☐ 有 ☐ 無	
	供用契約に関する事項 （自動車の滅失、損傷についての損害賠償に関する事項も必要）			☐ 有 ☐ 無	
	駐車場の構造上駐車することができない自動車			☐ 有 ☐ 無	
	「附帯業務が有る場合」 附帯業務の概要			☐ 有 ☐ 無	

路外駐車場の届出に関するチェックシート

駐 車 場 名 : ○○○パーキング

駐 車 場 住 所 : 札幌市○○区○○条○○丁目○ー○

駐 車 場 種 別 : ■ 建築物 ⇒ (☐ 附置義務駐車施設

☐ 建築物以外 ⇒ (☐ 附置義務駐車施設 ☐ 特定路外駐車場)

記 載 例
(自走式立体駐車場の例)

1. 届出書類

	名称等	建築物	建築物以外	備考
1	路外駐車場設置（変更） 届出書（様式1）	■ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	変更の場合は、変更箇所を赤書
2	駐車場施設の概要	■ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	面積計算書、建築物の構造等
3	路外駐車場の位置を 表示した付近見取図 (縮尺1/10,000以上)	■ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	周辺の学校等主要施設を明示
4	路外駐車場の区域等 を表示した平面図 (縮尺1/200以上)	■ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	駐車場区域、周辺道路、出入口、駐車マス、 車路、施行令第7条第1項に規定する部分等 一般公共の用に供する部分とそれ以外の部分を 明示
5	通行標識・路面表示、 案内看板等 の図面	■ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	駐車場の供用時間及び駐車料金の明示等
6	各階の平面図 (縮尺1/200以上)	■ 有 ☐ 無		屈曲部には回転軌跡を表示
7	立面図 (2面以上) (縮尺1/200以上)	■ 有 ☐ 無		
8	断面図 (2面以上) (縮尺1/200以上)	■ 有 ☐ 無		車路及び駐車マスのほり下の有効高さを表示
9	避難階段又はそれに代 わる施設を示したもの	■ 有 ☐ 無		直接地上へ通じる出入口がある階・大臣認定 を受けた特殊装置の部分については必要なし
10	耐火構造の壁又は特定 防火装置によって区画 したことを示したもの	☐ 有 ■ 無		給油所その他火災の危険のある施設を附置 する場合のみ
11	換気風量が計算された もの（各階ごと）	■ 有 ☐ 無		機械換気：必要換気量と換気能力の比較 自然換気：必要換気量と開口部面積の比較
12	照明の照度分布が示さ れたもの（各階ごと）	■ 有 ☐ 無		屋上についても必要

該当するチェックボックスに
着色またはレ点を記入

	名称等	建築物	建築物以外	備考
13	大臣認定書の写し及び仕様書又は全体組立図	☐ 有 ☒ 無	☐ 有 ☐ 無	特殊装置を用いる場合のみ (機械式駐車施設等)
14	建築確認通知書の写し	☒ 有 ☐ 無		
15	附置義務駐車施設 置届出書の写し	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	附置義務駐車施設が設置されている場合のみ
16	路外駐車場設置(変更) 届出書に添付する書面 (様式8)		☐ 有 ☐ 無	特定路外駐車場のみ
17	公共的施設新設等事前 協議書(様式9)及び 整備基準チェックリスト (様式10)	建築指導部 へ提出	☐ 有 ☐ 無	特定路外駐車場のうち駐車マスの面積が 1,000㎡以上の場合のみ (札幌市福祉のまちづくり条例に基づく)

2. 構造基準(駐車場法)

備考欄に、基準に適合していることを
確認出来る図面番号等を記入

項 目 (手引き P11~P12)		チェック	備考
出入口(施行令第7条)	太字二重下線：国土交通大臣認定により出入口の設置が可能な場所		
	軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂	☒ 適 ☐ 否	平面図
	<u>トンネル</u>	☒ 適 ☐ 否	平面図
	交差点及びその側端から5m以内の部分	☒ 適 ☐ 否	平面図
	<u>道路の曲り角から5m以内の部分</u>	☒ 適 ☐ 否	平面図
	横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端から前後に5m以内の部分	☒ 適 ☐ 否	平面図
	<u>安全地帯の左側及びその前後の側端から前後に10m以内の部分</u>	☒ 適 ☐ 否	平面図
	<u>軌道車の停留所及びバス停から前後に10m以内の部分</u>	☒ 適 ☐ 否	平面図
	踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分	☒ 適 ☐ 否	平面図
	横断歩道橋(地下横断歩道を含む。)の昇降口から5m以内の道路の部分	☒ 適 ☐ 否	平面図
設置が禁止されている箇所	幼稚園、小学校、盲学校、聾学校、養護学校、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園、児童館の出入口から20m以内の部分 (「歩道に柵が設けられた道路」や「歩道が有り、かつ、中央分離帯等により車線が往復の方向別に分離されている道路」以外の道路については、出入口の反対側及びその左右20m以内の部分を含む)	☒ 適 ☐ 否	平面図
	橋	☒ 適 ☐ 否	平面図
	幅員6m未満の道路 又は縦断勾配が10%を超える道路	☒ 適 ☐ 否	平面図

項 目（手引き P12～P15、P17～25）				チェック	備考		
出入口 （施行令第7条）	「前面道路が2以上ある場合」 自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設ける（歩行者の通行に著しい支障を及ぼす恐れのある場合等を除く）			☐ 適 ☐ 否	適用外		
	「駐車マスの面積が 6,000㎡以上の場合」 出口と入口とを分離し、その間隔を10m以上とする（中央分離帯等により車線が往復の方向別に分離されている場合を除く）			☐ 適 ☐ 否	適用外		
	「自動車の回転を容易にする必要がある場合」 隅切りを設け、切取線の長さを 1.5m以上とする			☐ 適 ☐ 否	適用外		
	「出口のみ」 敷地境界から2m（二輪1.3m）後退した車路の中心線1.4mの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上の範囲内において歩行者の存在を確認できるようにする			☒ 適 ☐ 否	平面図		
車路 （施行令第8条）	車路の幅員	料金所が設置され歩行者が通行しない一方通行		2.75m以上 （二輪1.75m）	☒ 適 ☐ 否	平面図	
		上記に掲げる以外の一方通行		3.5m以上 （二輪2.25m）	☒ 適 ☐ 否	平面図	
		相互通行		5.5m以上 （二輪3.5m）	☒ 適 ☐ 否	平面図	
	建築物のみ	大臣認定特殊装置の使用部分（施行令第8～14条適用外）			☐ 有 ☒ 無		
		ターンテーブルの無い車路の屈曲部の内法半径		5.0m以上 （二輪3.0m）	☒ 適 ☐ 否	平面図	
		車路の縦断勾配		17%以下	☒ 適 ☐ 否	平面図	
		車路の路面は、粗面とし、滑りにくい材料で仕上げる			☒ 適 ☐ 否	概要	
		車路のはり下の高さが一番低い部分		2.3m以上	☒ 適 ☐ 否	断面図	
		駐車マスのはり下の高さが一番低い部分		2.1m以上	☒ 適 ☐ 否	断面図	
		「直接地上に通じる出入口が無い階のみ」 避難階段等を設ける			☒ 適 ☐ 否	平面図	
		「火災の危険のある施設を附置する場合」 防火区画等を設ける			☐ 適 ☐ 否	適用外	
		機械換気：内部の空気を直接外気と交換出来る換気装置		床面積×14㎡/時以上	☒ 適 ☐ 否	換気計算書	
		自然換気：換気に有効な開口部の面積		床面積の1/10以上			
		車路の路面に必要な照度		10 ルクス以上	☒ 適 ☐ 否	照度分布図	
		駐車マスの路面に必要な照度		2 ルクス以上	☒ 適 ☐ 否	照度分布図	
		自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設ける			☒ 適 ☐ 否	平面図	
		大臣認定特殊装置の使用部分（施行令第8～14条適用外）			☐ 有 ☒ 無		
		特殊装置 （施行令第15条）	二段方式は除く 特殊装置と道路の間に、自動車2台以上を停留し、又はターンテーブルを設けることが出来る空地の設置		幅 5.5m以上 長さ 5.0m以上	☐ 適 ☐ 否	適用外
			特殊装置の出口と入口とが分離された構造の場合、特殊装置の入口と道路の間に、自動車1台以上を停留することが出来る空地の設置		幅 3.5m以上 長さ 5.0m以上	☐ 適 ☐ 否	適用外
供用時間等の明示 （施行令第17条）		利用者の見やすい場所に供用時間及び駐車料金の額を明示する			☒ 適 ☐ 否		

3. 構造基準（バリアフリー新法）

項 目 （手引き P16）					チェック	備考
車いす使用者 用駐車マス	車いす使用者用駐車マスの数 （普通自動車以外の自動車を除く）		200台以下 →総数の2%以上 200台超 →1%+2以上	■ 適 □ 否	平面図	
	車いす使用者用駐車マスの幅		350cm以上	■ 適 □ 否	平面図	
	車いす使用者用駐車マスであることの表示			■ 適 □ 否	平面図	
	移動等円滑化経路（次項）の長さができるだけ短くなる位置に設ける			■ 適 □ 否	平面図	
移動等円滑化経路 （高齢者や障がい者等が道路等まで円滑に移動できる経路）	次の基準を満たした移動等円滑化経路を1以上設ける			■ 適 □ 否	平面図	
	経路の基準	出入口の幅		80cm以上	■ 適 □ 否	平面図
		経路の幅		120cm以上	■ 適 □ 否	平面図
		車いすの転回に支障がない場所の設置		50m以内ごと	■ 適 □ 否	平面図
		経路上に段または傾斜路（勾配が1/20を超える）部分			□ 有 ■ 無	
		段・傾斜路がある場合	傾斜路の幅	段に代わる傾斜路 120cm以上	□ 適 □ 否	適用外
				段に併設する傾斜路 90cm以上		
			傾斜路の勾配	高さが16cmを超える 1/12以下	□ 適 □ 否	適用外
				高さが16cm以下 1/8以下		
	傾斜路の手すりが必要な箇所		・勾配1/12超 ・高さ16cm超	□ 適 □ 否	適用外	
踊場	「高さ75cm超の場合」 高さ75cm以内ごとに、踏幅150cm以上の踊場を設ける		□ 適 □ 否	適用外		

4. 管理規程

項 目 （関係法令等 P8 / 手引き P7）				チェック	備考
駐車料金 （施行令第16条）	能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額をこえない			■ 適 □ 否	
	不当な差別的取扱となる額でない			■ 適 □ 否	
	負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのない額である			■ 適 □ 否	
記載項目 （法第13条） （施行令第16条） （施行規則第3・4条）	路外駐車場の名称			■ 有 □ 無	
	路外駐車場管理者の氏名、住所			■ 有 □ 無	
	供用時間（休業日、1日における供用時間の開始・終了時刻）			■ 有 □ 無	
	駐車料金（上限額）			■ 有 □ 無	
	供用契約に関する事項 （自動車の滅失、損傷についての損害賠償に関する事項も必要）			■ 有 □ 無	
	駐車場の構造上駐車することができない自動車			■ 有 □ 無	
	「附帯業務が有る場合」 附帯業務の概要			□ 有 □ 無	適用外

※ 新設の場合

様式3

路 外 駐 車 場 管 理 規 程 届 出 書

令和 年 月 日

札幌市長 秋元克広 様

路外駐車場管理者の住所及び氏名（名称）

駐車場法第13条の規定により、別添のとおり路外駐車場管理規程を届け出ます。

（管理規程を添付する。）

※ 新設の場合

記 載 例

様式3

路 外 駐 車 場 管 理 規 程 届 出 書

令和 年 月 日

札幌市長 秋元克広 様

路外駐車場管理者の住所及び氏名（名称）

札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇〇-〇〇
〇〇〇ビル 〇階

株式会社 〇〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

駐車場法第13条の規定により、別添のとおり路外駐車場管理規程を届け出ます。

押印不要

（管理規程を添付する。）

※ 変更の場合

様式 4

路 外 駐 車 場 管 理 規 程 変 更 届 出 書

令和 年 月 日

札幌市長 秋元克広 様

路外駐車場管理者の住所及び氏名（名称）

駐車場法第 13 条の規定により、次のとおり路外駐車場管理規程の変更を届け出ます。

駐 車 場 の 名 称	
設置届出年月日 及 び 番 号	
管理規定 変更年月日	
変 更 内 容 ※この欄に記入せず、新旧の管理規程を添付することでも構いません	新
	旧

※ 変更の場合

記 載 例

様式 4

路 外 駐 車 場 管 理 規 程 変 更 届 出 書

令和 年 月 日

札幌市長 秋元克広 様

路外駐車場管理者の住所及び氏名（名称）

札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇〇-〇〇
〇〇〇ビル 〇階

株式会社 〇〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

押印不要

駐車場法第 13 条の規定により、次のとおり路外駐車場管理規程の変更

新設した当初の設置
届出の番号等を記入

駐 車 場 の 名 称	〇〇パーキング
設置届出年月日 及 び 番 号	平成〇〇年〇月〇〇日 札〇〇第〇〇〇号
管理規定 変更年月日	令和〇〇年〇月〇〇日
変 更 内 容	新 変更後の条文を記載。
※この欄に記入せ ず、新旧の管理規 程を添付すること でも構いません	旧 変更前の条文を記載。

新しい管理規定の内容が
適用される年月日を記入

変更点が多い場合は、「別紙参照」とし、
変更前及び変更後の管理規定を添付

路 外 駐 車 場 供 用 休 止 届 出 書

令和 年 月 日

札幌市長 秋元克広 様

路外駐車場管理者の住所及び氏名（名称）

次の駐車場の供用を休止したので、駐車場法第14条の規定により、次のように届け出ます。

駐 車 場 の 名 称	
設 置 場 所	
設置届出年月日 及 び 番 号	
休 止 の 年 月 日	
休 止 部 分	
備 考	

※ 一部を休止する場合は、休止部分を明示した図面を添付してください。

記 載 例

様式5

路 外 駐 車 場 供 用 休 止 届 出 書

令和 年 月 日

札幌市長 秋元克広 様

路外駐車場管理者の住所及び氏名（名称）

札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇〇-〇〇
〇〇〇ビル 〇階

株式会社 〇〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

押印不要

次の駐車場の供用を休止したので、駐車場法第14条の規定により、次のように届け出ます。

駐 車 場 の 名 称	〇〇〇パーキング	新設した当初の設置届 の番号等を記入
設 置 場 所	札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇〇-〇〇	
設置届出年月日 及 び 番 号	平成〇〇年〇月〇〇日 札〇〇第〇〇〇号	
休 止 の 年 月 日	令和〇〇年〇月〇〇日	
休 止 部 分	全部	
備 考		

※ 一部を休止する場合は、休止部分を明示した図面を添付してください。

路 外 駐 車 場 供 用 再 開 届 出 書

令和 年 月 日

札幌市長 秋元克広 様

路外駐車場管理者の住所及び氏名（名称）

次の駐車場の供用を再開したので、駐車場法第 14 条の規定により、次のように届け出ます。

駐 車 場 の 名 称	
設 置 場 所	
設置届出年月日 及 び 番 号	
再 開 の 年 月 日	
再 開 部 分	
備 考	

※ 一部を再開する場合は、再開部分を明示した図面を添付してください。

記 載 例

様式6

路 外 駐 車 場 供 用 再 開 届 出 書

平成 年 月 日

札幌市長 秋元克広 様

路外駐車場管理者の住所及び氏名（名称）

札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇〇-〇〇
〇〇〇ビル 〇階

株式会社 〇〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

押印不要

次の駐車場の供用を再開したので、駐車場法第14条の規定により、次のように届け出ます。

駐 車 場 の 名 称	〇〇〇パーキング	新設した当初の設置届 の番号等を記入
設 置 場 所	札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇〇-〇〇	
設置届出年月日 及 び 番 号	平成〇〇年〇月〇〇日 札〇〇第〇〇〇号	
再 開 の 年 月 日	令和〇〇年〇月〇〇日	
再 開 部 分	全部	
備 考	休止年月日：平成〇〇年〇月〇〇日（全部）	

※ 一部を再開する場合は、再開部分を明示した図面を添付してください。

路 外 駐 車 場 供 用 廃 止 届 出 書

令和 年 月 日

札幌市長 秋元克広 様

路外駐車場管理者の住所及び氏名（名称）

次の駐車場の供用を廃止したので、駐車場法第14条の規定により、次のように届け出ます。

駐 車 場 の 名 称	
設 置 場 所	
設置届出年月日 及 び 番 号	
廃 止 の 年 月 日	
備 考	

記 載 例

様式7

路 外 駐 車 場 供 用 廃 止 届 出 書

令和 年 月 日

札幌市長 秋元克広 様

路外駐車場管理者の住所及び氏名（名称）

札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇〇-〇〇
〇〇〇ビル 〇階

株式会社 〇〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

押印不要

次の駐車場の供用を廃止したので、駐車場法第14条の規定により、次のように届け出ます。

駐 車 場 の 名 称	〇〇〇パーキング	新設した当初の設置届 の番号等を記入
設 置 場 所	札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇〇-〇〇	
設置届出年月日 及 び 番 号	平成〇〇年〇月〇〇日 札〇〇第〇〇〇号	
廃 止 の 年 月 日	令和〇〇年〇月〇〇日	
備 考		

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則 第2号様式(第7条第2項関係))

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書に基づく、
路外駐車場設置(変更)届出書に添付する書面

1 規 模	駐車場の用に供する部分の面積	一般公共の 用に供する 部分	平方メートル (駐車台数 台)	
2 必 移 要 動 な 等 構 円 造 滑 化 の 及 化 び の 設 ため 備 に	路外駐車場車いす使用者用駐車施設 _____台			
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値 _____			
	特 殊 の 装 置	イ 特殊の装置の有無		
		ロ 特殊の装置に係る 移動等円滑化のため に必要な特定路外駐 車場の構造及び設備 に関する基準を定め る省令(平成18年国 土交通省令第112号) 第4条の認定による の概要	認定の番号	
		特殊の装置 の名称等		

備 考

- 一 路外駐車場変更届出書に添付する書面にあっては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 二 1の「一般公共の用に供する部分」欄の駐車台数においては、道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車の駐車のための駐車施設に限り、貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とするものを除いたものの数を記載すること。
- 三 2のイ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 四 2のロ欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第112号)第4条の規定による認定の番号を記載すること。
- 五 2のロ欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称(商品名)、製造者名を記載すること。

記 載 例

様式 8

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則 第 2 号様式（第 7 条第 2 項関係））

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 12 条第 1 項ただし書に基づく、
路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面

1 規 模		一般公共の 用に供する 部分	800 平方メートル (駐車台数 60 台)	
必 移 要 動 等 円 構 滑 造 化 及 び 設 化 備 の た め に	路外駐車場車いす使用者用駐車施設 <u> 2 </u> 台			
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値 <u> 2 % </u>			
	特 殊 の 装 置	イ 特殊の装置の有無	無	
		ロ 特殊の装置に係る 移動等円滑化のため に必要な特定路外駐 車場の構造及び設備 に関する基準を定め る省令（平成 18 年国 土交通省令第 112 号） 第 4 条の認定による の概要	認定の番号	
		特殊の装置 の名称等		

備 考

- 一 路外駐車場変更届出書に添付する書面にあっては、 変更しようとする事項を朱書すること。
- 二 1 の「一般公共の用に供する部分」欄の駐車台数においては、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 3 条に規定する普通自動車の駐車のための駐車施設に限り、貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とするものを除いたものの数を記載すること。
- 三 2 のイ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 四 2 のロ欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 112 号）第 4 条の規定による認定の番号を記載すること。
- 五 2 のロ欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。

正

公共的施設新設等（変更）事前協議書

年 月 日

札幌市長 秋元克広 様

住 所

協議者

氏 名

〔 法人の場合は、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名 〕

札幌市福祉のまちづくり条例第 17 条第 1 項の規定により、公共的施設の新設等に係る工事の（変更）内容を次のとおり関係書類を添えて協議します。

公共的施設の名称					
公共的施設の所在地		札幌市 区			
工 事 の 種 別		・新設 ・増設等			
規 模 等		駐車の用に供する面積		㎡	
		その他		㎡	
工 事 予 定 年 月 日		着手	年 月 日	完了	年 月 日
協議者の代理人	住 所				
	氏 名	☎ (担当者)			
※ 処 理 欄		協 議 結 果		受 付 印	
		年 月 日 ☐ 整備基準に適合 ☐ 指導・助言 ☐ 勧 告		受付番号 第 号	

- 備考
- ※印欄は、記入しないで下さい。
 - 変更の場合は、変更内容が確認できる図面等を提出してください。
 - 協議者の代理人とは、路外駐車場の新設者等から、本協議に関する権限を委任された者とします。

副

公共的施設新設等（変更）事前協議書

年 月 日

札幌市長 秋元克広 様

住 所

協議者

氏 名

〔 法人の場合は、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名 〕

札幌市福祉のまちづくり条例第 17 条第 1 項の規定により、公共的施設の新設等に係る工事の（変更）内容を次のとおり関係書類を添えて協議します。

公共的施設の名称					
公共的施設の所在地		札幌市 区			
工 事 の 種 別		・新設 ・増設等			
規 模 等		駐車の用に供する面積		㎡	
		その他		㎡	
工 事 予 定 年 月 日		着手	年 月 日	完了	年 月 日
協議者の代理人	住 所				
	氏 名	☎ （担当者 ）			
※協議の結果					受 付 印
					受付番号 第 号

- 備考
- ※印欄は、記入しないで下さい。
 - 変更の場合は、変更内容が確認できる図面等を提出してください。
 - 協議者の代理人とは、路外駐車場の新設者等から、本協議に関する権限を委任された者としてします。

正

公共的施設新設等（変更）事前協議書

記載例

年 月 日

札幌市長 秋元克広 様

駐車場管理者

協議者

住 所 札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇ー〇

氏 名 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

押印不要

〔 法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名 〕

札幌市福祉のまちづくり条例第17条第1項の規定により、公共的施設の新設等に係る工事の（変更）内容を次のとおり関係書類を添えて協議します。

公共的施設の名称	〇〇〇パーキング		
公共的施設の所在地	札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇ー〇		
工 事 の 種 別	・新設・増設等		
規 模 等	駐車の用に供する面積 その他	駐車マス 1,500 m² 車路等 600 m²	様式1と整合
工 事 予 定 年 月 日	着手	令和7年4月1日	完了 令和7年5月1日
協議者の代理人	住 所	札幌市◇◇区◇◇条◇◇丁目◇ー◇	
	氏 名	株式会社△△ 代表取締役 △△ △△ ☎000-000-0000 （担当： □部□課 □□）	
※ 処 理 欄	駐車場管理者が直接協議を行う場合は記載不要	協 議 結 果	受 付 印
		年 月 日 ☐ 整備基準に適合 ☐ 指導・助言 ☐ 勧 告	受付番号 第 号

- 備考
- ※印欄は、記入しないで下さい。
 - 変更の場合は、変更内容が確認できる図面等を提出してください。
 - 協議者の代理人とは、路外駐車場の新設者等から、本協議に関する権限を委任された者となります。

様式 10（札幌市福祉のまちづくり条例施行規則に規定する様式を定める要綱 様式 2 の 2）

判 定 結 果	適 合 状 況	措 置 状 況
整 備 基 準	合 ・ 否	指 導 ・ 助 言
表示板交付基準	合 ・ 否	—

※ この欄は記入しないでください。

整備基準チェックリスト

記入方法

- 「設計内容」欄は、該当する整備項目について、必要な数字または措置の内容等を記入してください。
- 「適合状況」欄は、該当するものを○で囲んでください。

記 入 例

設 計 内 容	適 合 状 況
(全駐車台数) 50 台 (内、車いす使用者用施設数) 1 台	合・否

整 備 項 目	整 備 基 準	設 計 内 容	適 合 状 況
路外駐車場			
(1) 車いす使用者用駐車施設の設置	① 100 台以下は 1 台以上、100 台超は 1/100 以上設置	(全駐車台数) 台 (車いす使用者用) 台	合・否
(2) (1)の駐車施設の構造	① 区画の幅 350cm 以上、奥行き 600cm 以上	(幅) cm (奥行き) cm	合・否
	② 当該区画又はその付近に車いす使用者用である旨を積雪等に配慮し見やすく表示	(表示) 有 ・ 無 (講じた措置)	合・否
	③ 歩行者用出入口又は車両用出入口から近い位置に設置		合・否
(3) 道路から駐車場へ通ずる出入口付近	① 車いす使用者用区画がある旨を積雪等に配慮し表示し、入口から車いす使用者用区画まで誘導	(表示) 有 ・ 無 (誘導) 有 ・ 無	合・否
(4) (2)③の経路上の構造	① 段を設けない（傾斜路併設時を除く）	(段の有無) 有 ・ 無 (傾斜路) 有 ・ 無	合・否
(5) 歩行者用通路の構造	① 滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	② 幅 180cm 以上	(幅員) cm	合・否
	④ 排水溝には、杖、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ふた	(排水溝の有無) 有 ・ 無 (ふたの目幅) cm	合・否
段がある部分	⑤ 両側に手すりを設置、手すりは端部が突出しない構造	(手すり) 有 ・ 無 (講じた措置)	合・否
	⑥ 段を識別しやすい色、つまずきにくい構造	(講じた措置)	合・否
	⑦ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	(講じた措置) (立ち上がり) cm	合・否
	⑧ 高齢者、障がい者等が昇降しやすい段の幅、けあげ・踏面・踊場の幅	(講じた措置)	合・否
傾斜路	⑨ 傾斜（こう配 $> 1/12$ 又は高さ > 16 cm でかつこう配 $> 1/20$ ）がある部分の両側に手すりを設置、その他の部分には必要に応じて設置、手すりは端部が突出しない構造	(傾斜) 有 ・ 無 (こう配) / (高さ) cm (講じた措置)	合・否

整 備 項 目	整 備 基 準	設 計 内 容	適合状況
傾斜路	⑩ 幅 180cm 以上、段併設の場合 90 cm以上	(内法幅) cm (段併設) 有 ・ 無	合・否
	⑪ こう配 1/20 以下 (消融雪装置設置の場合は 1/12 以下)	(こう配) /	合・否
	⑫ 高さ 50 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊場	(高さ) cm (踏幅) cm	合・否
	⑬ 傾斜の前後の水平部分と識別しやすい色	(講じた措置)	合・否
	⑭ 始末端部、曲がり角、折り返し、他の通路との交差点に踏幅 150cm 以上の水平部分	(踏幅) cm	合・否
	⑮ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	(講じた措置) (立ち上がり) cm	合・否

規模又は構造、地形の状況等により、整備基準に適合させることが著しく困難な整備項目がある場合、記入してください。

整 備 項 目	整備基準に適合しない理由	設 計 内 容	代替措置等

様式 10（札幌市福祉のまちづくり条例施行規則に規定する様式を定める要綱 様式 2 の 2）

記 載 例

判 定 結 果	適 合 状 況	措 置 状 況
整 備 基 準	合 ・ 否	指 導 ・ 助 言
表示板交付基準	合 ・ 否	—

※ この欄は記入しないでください。

整備基準チェックリスト

記入方法

- 「設計内容」欄は、該当する整備項目について、必要な数字または措置の内容等を記入してください。
- 「適合状況」欄は、該当するものを○で囲んでください。

記 入 例

設 計 内 容	適 合 状 況
(全駐車台数) 50 台 (内、車いす使用者用施設数) 1 台	合・否

整 備 項 目	整 備 基 準	設 計 内 容	適 合 状 況
路外駐車場			
(1) 車いす使用者用駐車施設の設置	① 100 台以下は 1 台以上、100 台超は 1/100 以上設置	(全駐車台数) 5.2 台 (車いす使用者用) 2 台	合・否
(2) (1)の駐車施設の構造	① 区画の幅 350cm 以上、奥行き 600cm 以上	(幅) 350 cm (奥行き) 600 cm	合・否
	② 当該区画又はその付近に車いす使用者用である旨を積雪等に配慮し見やすく表示	(表示) 有 ・ 無 (講じた措置) 表示盤の設置 (高さ 1.5m)	合・否
	③ 歩行者用出入口又は車両用出入口から近い位置に設置		合・否
(3) 道路から駐車場へ通ずる出入口付近	① 車いす使用者用区画がある旨を積雪等に配慮し表示し、入口から車いす使用者用区画まで誘導	(表示) 有 ・ 無 (誘導) 有 ・ 無	合・否
(4) (2)③の経路上の構造	① 段を設けない（傾斜路併設時を除く）	(段の有無) 有 ・ 無 (傾斜路) 有 ・ 無	合・否
(5) 歩行者用通路の構造	① 滑りにくい仕上げ	(仕上げ材) アスファルト舗装	合・否
	② 幅 180cm 以上	(幅員) 180cm (出入口 90cm)	合・否
	④ 排水溝には、杖、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ふた	(排水溝の有無) 有 ・ 無 (ふたの目幅) cm	合・否
段がある部分	⑤ 両側に手すりを設置、手すりは端部が突出しない構造	(手すり) 有 ・ 無 (講じた措置)	合・否
	⑥ 段を識別しやすい色、つまずきにくい構造	(講じた措置)	合・否
	⑦ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	(講じた措置) (立ち上がり) cm	合・否
	⑧ 高齢者、障がい者等が昇降しやすい段の幅、けあげ・踏面・踊場の幅	(講じた措置)	合・否
傾斜路	⑨ 傾斜（こう配>1/12 又は高さ>16 cmでかつこう配>1/20）がある部分の両側に手すりを設置、その他の部分には必要に応じて設置、手すりは端部が突出しない構造	(傾斜) 有 ・ 無 (こう配) / (高さ) cm (講じた措置)	合・否

整 備 項 目	整 備 基 準	設 計 内 容	適 合 状 況
傾斜路	⑩ 幅 180cm 以上、段併設の場合 90 cm以上	(内法幅) cm (段併設) 有 ・ 無	合 ・ 否
	⑪ こう配 1/20 以下 (消融雪装置設置の場合は 1/12 以下)	(こう配) ／	合 ・ 否
	⑫ 高さ 50 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊場	(高さ) cm (踏幅) cm	合 ・ 否
	⑬ 傾斜の前後の水平部分と識別しやすい色	(講じた措置)	合 ・ 否
	⑭ 始末端部、曲がり角、折り返し、他の通路との交差点に踏幅 150cm 以上の水平部分	(踏幅) cm	合 ・ 否
	⑮ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	(講じた措置) (立ち上がり) cm	合 ・ 否

規模又は構造、地形の状況等により、整備基準に適合させることが著しく困難な整備項目がある場合、記入してください。

整 備 項 目	整備基準に適合しない理由	設 計 内 容	代替措置等

正

工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

札幌市長 秋元克広 様

住 所
届出者
氏 名

〔 法人の場合は、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名 〕

札幌市福祉のまちづくり条例第 18 条第 1 項の規定により、協議した施設の整備が完了しましたので、次のとおり届け出ます。

公 共 的 施 設 の 名 称			
公 共 的 施 設 の 所 在 地		札幌市 区	
新 設 等 の 種 別		・新設 ・増設等	
主 た る 用 途		特定路外駐車場	
工 事 完 了 年 月 日		年 月 日	
協 議 年 月 日		年 月 日	受 付 番 号 第 号
監 理 者	住 所		
	氏 名	☎ (担当者)	
施 工 者	住 所		
	氏 名	☎ (担当者)	
※ 処 理 欄		検 査 結 果	受 付 印
		年 月 日 ☐ 整備基準に適合 ☐ 指導・助言 ☐ 勧告	

- 備考 1 ※印欄は、記入しないで下さい。
2 本様式による届出は、適合証又は特定適合施設表示板の交付請求を兼ねるものとする。

副

工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

札幌市長 秋元克広 様

届出者 住 所
氏 名

〔 法人の場合は、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名 〕

札幌市福祉のまちづくり条例第 18 条第 1 項の規定により、協議した施設の整備が完了しましたので、次のとおり届け出ます。

公共的施設の名称				
公共的施設の所在地		札幌市 区		
新 設 等 の 種 別		・新設 ・増設等		
主 た る 用 途		特定路外駐車場		
工 事 完 了 年 月 日		年 月 日		
協 議 年 月 日		年 月 日	受付番号	第 号
監 理 者	住 所			
	氏 名	☎ (担当者)		
施 工 者	住 所			
	氏 名	☎ (担当者)		
※ 検 査 の 結 果	(検査年月日) 年 月 日			受 付 印

備考 1 ※印欄は、記入しないで下さい。

正

記載例

工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

札幌市長 秋元克広 様

駐車場管理者

届出者

住 所 札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇-〇

氏 名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

〔法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

札幌市福祉のまちづくり条例第 18 条第 1 項の規定により、協議した施設の整備が完了しましたので、次のとおり届け出ます。

公共的施設の名称	〇〇〇パーキング		
公共的施設の所在地	札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇-〇		
新 設 等 の 種 別	・新設・増設等		様式 9 右下の番号 を記載
主 たる 用 途	特定路外駐車場		
工 事 完 了 日	年 月 日		
協 議 日	年 月 日	受付番号	第 号
監 理 者	住 所	札幌市△△区△△条△△丁目△-△ △△△ビル 5 階	
	氏 名	株式会社◇◇◇◇ 代表取締役 ◇◇ ◇◇ ☎000-000-0000（担当者 ◇部◇課 ◇◇）	
施 工 者	住 所	札幌市▲▲区▲▲条▲▲丁目▲-▲ ▲▲▲ビル 3 階	
	氏 名	株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 ☎000-000-0000（担当者 〇部〇課 〇〇）	
※ 処 理 欄	工事業者	検 査 結 果	受 付 印
		年 月 日 ☐ 整備基準に適合 ☐ 指導・助言 ☐ 勧告	

- 備考
- ※印欄は、記入しないで下さい。
 - 本様式による届出は、適合証又は特定適合施設表示板の交付請求を兼ねるものとする。

工事完了届出書に添付する整備基準への適合状況が確認できる写真の提出書類（例）

- 写真撮影箇所を明示した図面。
- 写真は、A4の大きさに2枚添付（上段・下段）。
写真は次の項目などを確認できるものを撮影。
 - ・ 車いす使用者用駐車マスの設置場所や台数（全景）
 - ・ 車いす使用者用駐車マスであることの表示
 - ・ 車いす使用者用駐車マスの大きさ（幅・奥行）であることの表示
（メジャー等で計測している状況（全景））+（目盛りが読める（拡大））
 - ・ 移動等円滑化経路（歩行者用通路）の設置場所（全景）
 - ・ 移動等円滑化経路（歩行者用通路）の出入口の幅
（メジャー等で計測している状況（全景））+（目盛りが読める（拡大））
 - ・ 移動等円滑化経路（歩行者用通路）の通路口の幅
（メジャー等で計測している状況（全景））+（目盛りが読める（拡大））
 - ・ 傾斜路（スロープ）の状況（傾斜路が必要な場合）

特殊装置設置計画書

年 月 日

札幌市長 秋元克広 様

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

1. 駐車場の名称	
2. 駐車場の位置	
3. 特殊装置の名称等	
4. 特殊装置の認定番号	
5. 特殊装置の認定の有効期限	年 月 日
6. 特殊装置の設置予定日	年 月 日

注意) 設置予定日は、特殊装置の設置(据付等)に係る工事の着手予定日とする。
 設置予定日が変更となる場合、変更が明らかになった時点で速やかに変更計画書を提出すること。
 複数の装置が設置される場合は、装置ごとに計画書を提出すること。
 認定の条件に適合していることがわかる図面、説明資料等を添付すること。

記 載 例

様式 12

特殊装置設置計画書

年 月 日

札幌市長 秋元克広 様

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇〇-〇〇

〇〇〇ビル 〇階

株式会社 〇〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

設置する特殊装置の
認定書に基づき記載

1. 駐車場の名称	
2. 駐車場の位置	
3. 特殊装置の名称等	
4. 特殊装置の認定番号	
5. 特殊装置の認定の有効期限	年 月 日
6. 特殊装置の設置予定日	年 月 日

注意) 設置予定日は、特殊装置の設置(据付等)に係る工事の着手予定日とする。

設置予定日が変更となる場合、変更が明らかになった時点で速やかに変更計画書を提出すること。

複数の装置が設置される場合は、装置ごとに計画書を提出すること。

認定の条件に適合していることがわかる図面、説明資料等を添付すること。

札幌市福祉のまちづくり条例

整備基準適合証

交付番号 第 号
交付年月日 令和 年 月 日

様

札幌市長 秋元 克広

次の公共的施設は、札幌市福祉のまちづくり条例第 15 条に定める整備基準に適合していることを証します。

公共的施設の名称			
公共的施設の所在地			
新設等の種別	・新設 ・増設等		
主たる用途	路外駐車場		
適合証交付請求 年月日	令和 年 月 日	適合証交付請求 通知番号	第 号

正

適 合 証 交 付 請 求 書

年 月 日

札幌市長 秋元克広 様

住 所
請求者
氏 名

〔 法人の場合は、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名 〕

札幌市福祉のまちづくり条例第 23 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて適合証の交付を
請求します。

公共的施設の名称					
公共的施設の所在地		札幌市 区			
公共的施設の種類					
工 事 の 種 別		・新設 ・増設等 ・既存等			
規 模 等		駐車の用に供する面積 m ² その他 m ²			
工 事 予 定 年 月 日		着手	年 月 日	完了	年 月 日
施設管理者	住 所				
	氏 名	☎ (担当者)			
※ 処 理 欄			協 議 結 果		受 付 印
			年 月 日		
			☐ 適合証を交付 ☐ 不適合のため交付しない		受付番号 第 号

備考 ※印欄は、記入しないで下さい。

副

適 合 証 交 付 請 求 書

年 月 日

札幌市長 秋元克広 様

住 所
請求者
氏 名

〔 法人の場合は、主たる事務所の所 〕
〔 在地並びに名称及び代表者の氏名 〕

札幌市福祉のまちづくり条例第 23 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて適合証の交付を請求します。

公共的施設の名称					
公共的施設の所在地		札幌市 区			
公共的施設の種類					
工 事 の 種 別		・新設 ・増設 ・既存等			
規 模 等		駐車の用に供する面積 m^2 その他 m^2			
工 事 予 定 年 月 日		着手	年 月 日	完了	年 月 日
施設管理者	住 所				
	氏 名	 (担当者)			
※ 検 査 の 結 果	(検査年月日) 年 月 日				受 付 印
					受付番号 第 号

備考 ※印欄は、記入しないで下さい。

正

記載例

適合証交付請求書

条例の整備基準を満たしていない特定路外駐車場で、様式 11 の公共的施設新設等（変更）事前協議書の提出を要しない軽微な変更（施行規則第 6 条(2)工事の着手予定日又は完了予定日の 3 月以内の変更）により整備基準を満たした場合に、本様式を用いて適合証の交付を請求できます。

札幌市長 秋元克広 様

駐車場管理者

請求者

住 所 札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇ー〇

氏 名 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

押印不要

〔 法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名 〕

札幌市福祉のまちづくり条例第 23 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて適合証の交付を請求します。

公共的施設の名称	〇〇〇パーキング		
公共的施設の所在地	札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇ー〇		
公共的施設の種類	路外駐車場		
工 事 の 種 別	・新設 ・増設等 <u>既存等</u>		
規 模 等	駐車の用に供する面積 1,500 m ² その他 600 m ²		
工 事 予 定 年 月 日	着手	令和 7 年 4 月 1 日	完了 令和 7 年 5 月 1 日
施設管理者	住 所	札幌市◇◇区◇条◇丁目◇ー◇	
	氏 名	株式会社△△ 代表取締役 △△ △△ ☎000-000-0000 （担当： □部□課 □□）	
※ 処 理 欄	協 議 結 果		受 付 印
	年 月 日 ☐ 適合証を交付 ☐ 不適合のため交付しない		受付番号 第 号

備考 ※印欄は、記入しないで下さい。

この冊子は、以下のサイトからダウンロードすることができます。ぜひご利用ください。

<https://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/shisaku/tyusya/todokede.html>

〒 060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市まちづくり政策局総合交通計画部交通計画課
TEL (011) 211-2275 FAX (011) 218-5114